

静岡県告示第110号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
一般国道473号バイパス	(略) <u>(2)島田市の一般国道473号と倉沢インターチェンジを経由して沢水加インターチェンジまでの区間</u>	(略)	一般国道473号バイパス	(略) <u>(2)島田市の一般国道1号と沢水加インターチェンジまでの区間</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。